

郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に向け、一般家庭及び事業所において電気を創り、省き、及び蓄えることにより、住まい等の一体的な二酸化炭素排出量の削減を支援するため、創省蓄エネルギー設備を設置する者に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エネルギー 3 R エネルギーを創り（R e - c r e a t e、リクリエイト）、省き（R e d u c e、リデュース）及び蓄える（R e u s e、リユース）取組みを一体的に行うことをいう。
- (2) 創省蓄エネルギー設備 エネルギーを創り、省き、又は蓄えることができる設備をいう。
- (3) 市民 市内に住居基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 5 条の規定により記録されている住所を有する者、もしくは、単身赴任その他の理由により一時的に市内に法第 5 条の規定により記録されている住所を有しないが、家族が市内に法第 5 条の規定により記録されている住所を有する者をいう。
- (4) 事業者 市内に本社または事業所を有する法人をいう。
- (5) 住宅 専用住宅又は居住の用に供する店舗等の併用住宅をいう。（住宅の付帯構造物及び住宅の敷地を含む）
- (6) 事業所 事業者が事業専用の用に供する建物及び施設をいう。
- (7) 家族 配偶者、子、父母その他の申請者と生計を一にする者をいう。
- (8) 郡山市税 個人市民税、法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (9) セット 複数の設備について、同一の工事請負契約又は売買契約（以下「工事請負契約等」という。）若しくは 30 日以内に締結された設備ごとの工事請負契約等により購入し設置すること。

(対象設備)

第 3 条 補助対象設備は次の各号に掲げる設置時に未使用の設備であって、その要件は別表に定めるものとする。

- (1) 家庭用定置型蓄電池システムと住宅用太陽光発電システムとのセット
- (2) 家庭用定置型蓄電池システム
- (3) 家庭用燃料電池
- (4) 電気自動車充電設備
- (5) 家庭用ヒートポンプ給湯機
- (6) 自家消費型事業用太陽光発電システム

(対象者等)

第 4 条 前条第 1 号から第 5 号に掲げる設備の補助金は、次に掲げる要件のいずれかを満たす市民に対して交付するものとする。ただし、初期費用 0 円モデル（リース契約等）による設置を除く。

- (1) 補助対象設備が設置されている、市内の自らが居住するための新築住宅又は建売住宅を購入し、補助申請者による建物登記（権利部甲区受付年月日）が申請する年度の前年度の 1 月

1 日から申請する年度の2月末までに完了した者

(2) 市内の自らが居住するための既設住宅に補助対象設備を購入し、補助対象設備の工事請負契約等の締結及び補助対象設備の設置が申請する年度の前年度の1月1日から申請する年度の2月末までに完了した者

2 前条第1号から第5号に掲げる設備の補助金は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金を交付しない。

(1) 賃貸契約を締結した住宅に対象設備を設置する場合

(2) 郡山市税を滞納している者

(3) この要綱及び郡山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱による補助金の交付を既に受けて対象設備を設置した者

(4) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者である者

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める場合

3 前条第6号に掲げる設備の補助金は、次に掲げる要件を満たす事業者に対して交付するものとする。ただし、初期費用0円モデル（リース契約等）による設置を除く。

(1) 補助対象設備が設置されている市内の事業所を新築し、建物登記（権利部甲区受付年月日）が申請する年度の前年度の1月1日から申請する年度の2月末までに完了した者。

(2) 既存の市内の事業所に補助対象設備を購入し、補助対象設備の工事請負契約等の締結及び補助対象設備の設置が申請する年度の前年度の1月1日から申請する年度の2月末までに完了した者。

4 前条第6号に掲げる設備の補助金は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

(1) 郡山市税を滞納している者

(2) この要綱による補助金の交付を既に受けて対象設備を設置した事業所において、新たに対象設備を設置する事業者

(3) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者である者

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する一般競争入札の参加者の資格がない者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

(6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める場合
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の設置に要する経費であって別表に定める経費とする。なお、本市及び本市以外の行政機関等から交付を受けた又は受ける予定の補助金の総額が補助対象経費を超えないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は別表に定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

第7条 第3条第1号から第5号に掲げる設備の補助金の交付を申請しようとする者は、エネルギー3R推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し

なければならない。

- (1) 事業実施内容書（第2号様式）
- (2) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (3) 収支決算書（第4号様式）
- (4) 収入印紙の貼付け及び契約締結日の記載があり、申請者本人が契約者となっている工事請負契約書又は売買契約書で経費内訳が記載してあるものの写し（契約書の本文で対象設備の内容及び金額が確認できない場合は附属書類により確認できること。）
- (5) 対象システムの設置に係る申請者本人宛ての領収書の写し
- (6) 補助金の振込先金融機関とする申請者本人名義の通帳の写し等（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人が分かるもの。）
- (7) 対象システムの設置を確認できるカラー写真（住宅全体が写っている写真及び設置した対象設備（電力変換装置（パワーコンディショナー等）等附属機器すべて）
- (8) パワーコンディショナー、蓄電池、電気自動車充給電設備、ヒートポンプ給湯機においては、補助対象設備のメーカー名・型式・型番が確認できる資料（蓄電池はパッケージ番号も確認できる資料）
- (9) 新築住宅、建売住宅を購入した者は、登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（発効後3か月以内の証明書に限る。）
- (10) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 第3条第6号に掲げる設備の補助金の交付を申請しようとする者は、エネルギー3R推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施内容書（第2号様式）
- (2) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (3) 収支決算書（第4号様式）
- (4) 収入印紙の貼付け及び契約締結日の記載があり、申請者本人が契約者となっている工事請負契約書又は売買契約書で経費内訳が記載してあるものの写し（契約書の本文で対象設備の内容及び金額が確認できない場合は附属書類により確認できること。）
- (5) 対象システムの設置に係る申請者本人宛ての領収書の写し（分割払い等の場合は、分割払いに係る契約書又は申込書等の写しにより対象システムの支払いが確認できること。）
- (6) 補助金の振込先金融機関とする申請者本人名義の通帳の写し等（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人が分かるもの。）
- (7) 対象システムの設置を確認できるカラー写真（設備を設置した建物全体が写っている写真及び設置した対象設備（電力変換装置（パワーコンディショナー等）等附属機器すべて）
- (8) 補助対象設備のメーカー名・型式・製造番号・設備容量が確認できる資料
- (9) 対象システムで発電した電力を自家消費することが確認できる資料（系統連携申込書の写し等）
- (10) 申請者の事業概要が分かる資料（パンフレット、定款等）
- (11) 市内の事業所を新築した者は、建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（発効後3か月以内の証明書に限る。）
- (12) その他市長が必要と認めて指示する書類

3 第1項及び第2項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。なお、規則第15条第1項に規定する補助金等の額の確定については省略する。

4 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請

の受付は行わないものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号のその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。
- (3) 市長が必要に応じて行う現地調査に協力すること。
- (4) その他規則及びこの要綱に従うこと。

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、規則第17条に定めるもののほか、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第20条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する財産の耐用年数に相当する期間とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市エネルギー3R推進事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用し、平成27年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市エネルギー3R推進事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用し、平成28年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度分の補助金から適用し、令和 3 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度分の補助金から適用し、令和 4 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第5条、第6条関係）

対象設備	設備の要件	補助対象経費	補助額
家庭用定置型蓄電池システムと住宅用太陽光発電システムとのセット	<p>次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 蓄電池は対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されているもの。</p> <p>(2) 住宅の屋根等への設置に適した形状で、次のいずれかに該当する太陽光発電システム。</p> <p>ア 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。）の合計値（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が2キロワット以上であるもの。</p> <p>イ パワーコンディショナー（インバータ及び保護装置を含む。以下同じ。）の定格出力（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が2キロワット以上であるもの。</p> <p>(3) (2)は、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器等で構成されたものであること。</p>	蓄電池部、パワーコンディショナー及びその他付属機器等の購入並びに太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及び付属機器（接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器をいう。）並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、130,000円を限度とする。
家庭用定置型蓄電池システム	補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されているもの。	蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、その他付属機器等の購入及び設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、100,000円を限度とする。
家庭用燃料電池	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス等から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること。	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管、配線及び配線器具の購入並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、50,000円を限度とする。

電気自動車充電設備	補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備にV2Hシステムとして、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの。	電力供給電設備及び付属品（充電コネクタ、ケーブル等）の購入並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、50,000円を限度とする。
家庭用ヒートポンプ給湯機	補助対象期間内に、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載があり、統一省エネラベル・省エネ性能が★4以上のもの（寒冷地仕様にあつては★3.5以上のもの）。	ヒートポンプユニット、貯湯ユニット、配管、配線及び配線器具の購入並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、30,000円を限度とする。
自家消費型事業用太陽光発電システム	<p>次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する太陽光発電システム。</p> <p>ア 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。）の合計値（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が10キロワット以上であるもの。</p> <p>イ パワーコンディショナー（インバータ及び保護装置を含む。以下同じ。）の定格出力（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が10キロワット以上であるもの</p> <p>(2) (1)は、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器等で構成されたものであること。</p> <p>(3) 市内の事業所の屋根若しくは敷地内に設置され、同敷地内にて事業所の電力として自家消費することを目的とした設備であること。</p> <p>(4) FIT・FIP認定または認定取得見込みでないこと。</p>	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及び付属機器（接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器をいう。）並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、250,000円を限度とする。